

# オンライン資格確認について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 保険者による迅速かつ正確なデータ登録の確保について



## オンライン資格確認における迅速かつ正確なデータ登録の確保

令和5年2月17日 デジタル庁「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」 中間とりまとめ 参考資料 (抜粋)

○マイナンバーカードと健康保険証の一体化を推進し、令和6年秋に保険証の廃止を円滑に実現するため、 オンライン資格確認におけるデータ登録の更なる迅速化・正確性の確保を推進。

#### 課題

- (1)被保険者の資格取得から保険者のデータ登録 までに時間がかかる
- (2) 個人番号未提出者の場合、保険者が自ら調査し、 被保険者の資格データを登録しているが、特定 できない場合や誤りが生じる場合がある

#### 【原因】

- ・保険者への届出時に個人番号の提出が徹底されていない。
- ・個人番号未提出者について、保険者がJ-LIS(※) 照会 (住民基本台帳情報照会)を行っているが、個人番号 の取得が難しい場合がある。
  - ※ 地方公共団体情報システム機構
- ・被保険者・事業主の届出の間違い、保険者の登録間違い

#### 対応

#### (1) データ登録のタイムラグ・データ未登録の解消

- 資格取得の届出における被保険者の個人番号等の記載義務を法令 上明確化。 【省令改正】
- ・現行では、保険者によるデータ登録の期間の定めなし
- ⇒ 保険者によるデータ登録を5日以内とする。 (事業主から保険者への届出は5日以内なので、計10日以内)

【省令改正】

#### (2) 誤登録防止チェックの強化

- ・現行では、新規登録時に既存の資格情報(生年月日、カナ氏名) に突合し、不一致事例を保険者において確認。
- ⇒ 加えて、新規登録時に、J-LIS照会(カナ氏名・生年月日・性別の突合)を全件実施予定。

## 登録データの補正等の状況

○保険者から異なる個人番号が登録された事例のうち、薬剤情報・医療費通知情報が閲覧された事例

令和3年10月~11月末(※1)	1件 (同期間のオンライン資格確認利用件数:約2,200万件)
令和3年12月~令和4年11月末	4件 (同期間のオンライン資格確認利用件数:約5億8,700万件)

- ※1 令和3年12月23日第149回医療保険部会で公表
- ※2 上記の期間中に判明した保険者から異なる個人番号が登録されていた事例数は、
  - ・ 令和3年10月~11月末 33件
  - ・ 令和3年12月~令和4年11月 7,279件(うち7,114件は、協会けんぽにおいて資格情報の重複調査により判明) これらの事例は、閲覧を停止し、補正(異なる個人番号等を削除)を実施。

今後、新規発生を防止するとともに、登録データの補正等を要する事例の把握に向けて、

- (1) 資格取得の届出における被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化
- (2) 現在、保険者異動時にデータを登録する際には、全件、既存の資格情報(①生年月日、②カナ氏名)等に突合し、
  - ①・②いずれかの不一致を検知した場合には、保険者へ通知し、確認する仕組みを実施中。
    - ⇒ 加えて、今後、全件についてJ-LIS照会を実施予定。
- (3) あわせて、今後、マイナンバーカードと保険証の一体化のご案内とともに、確認が必要な方に対し、既登録データを送付し、ご本人による確認も検討。

## 健康保険法施行規則等の一部改正について

○ 保険者による迅速かつ正確なデータ登録を確保するため、資格取得届出等への個人番号の記載義務を法令上明確化す るとともに、保険者は資格取得届出等を受理してから5日以内に加入者等データをシステムに登録する旨を省令に規定。 令和5年6月1日(木)に施行した。

#### 改正後の健康保険法施行規則(抄) ※下線部が改正部分

(被保険者の資格取得の届出)

- 第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合<u>(第十一号において「保険者等」という。</u>) (様式第三号の二によるものである場合にあっては、機構)に提出することによって行うものとする。
- 一 被保険者の氏名(片仮名で振り仮名を付するものとする。)
- 二 被保険者の生年月日
- <u>三 被保険者の種別(健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者にあっては、被保険者の性別)</u>
- 四 被保険者資格の取得区分
- 五 被保険者の個人番号(協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号。 第五項において同じ。)
- 六 資格取得年月日
- 七 被扶養者の有無
- 八 被保険者の報酬月額
- 九 被保険者の住所(当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、当該健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときを除く。)
- 土 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称
- 十一 その他保険者等が必要と認める情報
- $2 \sim 4$  (略)
- 5 事業主は、第一項の届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は同項各号に係る事実を確認することができる。

#### (保険者による被保険者情報の登録)

第二十四条の四 保険者は、法第二百五条の四第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、機構若しくは健康保険組合が第二十四条第一項の規定による届出を受け、又は当該保険者が第四十二条の規定による申出を受けた日から五日以内に、当該届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

## 保険者が加入者データを登録する際の基本的留意事項

保保発 0127 第1号 保国発 0127 第1号 保高発 0127 第1号 保連発 0127 第2号 令和 4 年 1 月 27 日 令和5年4月14日一部改正

都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 後期高齢者医療主管課(部) 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 全国健康保険協会 健康保険組合 健康保険組合連合会 関係各省共済組合等所管課 (室)

> 厚生労働省保険局保険課長 (公印省 厚生労働省保険局国民健康保険課長 公 印 省 厚生労働省保険局高齢者医療課長 公 印 省 厚生労働省保険局医療介護連携政策課長 1/2 EI] 略

オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご努力、ご尽力 を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認等システム(以下「オンライン資格確認」という。)につ いては、令和3年10月20日から本格運用を開始していますが、本格運用開始 後に検知された異なる個人番号が登録されていた事案について、令和3年12月 23 日に開催された第 149 回社会保障審議会医療保険部会において報告を行って います (別添1参照)。

今回の事案の発生原因等を踏まえ、保険者等が個人番号を登録する際の留意 事項を下記のとおりまとめましたので、対応につき遺漏無きようお願い申し上 げます。

また、保険者等において異なる個人番号を登録した場合の対応については、 「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成 29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省)、「国民健康保険組合における 個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス | (平成29年4月14日個人情報保 護委員会・厚生労働省)、各保険者等が定める個人情報に関する規程等を踏まえ、 以下のとおり事案の報告等を実施していただくようお願い申し上げます。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知 を、関係各省共済組合等所管課(室)におかれては、所管の共済組合等への周知 をお願いいたします。

- 個人番号の取得・登録・修正を行う際の基本的留意事項
- (1) 医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)への個 人番号登録に当たっては、資格取得届及び被扶養者届(以下「資格取得届 等」という。)に記載された個人番号に基づき登録することを原則とします。 資格取得届等に個人番号の記載がない場合、原則として、保険者等は届出 を行った事業主に個人番号の記載を求めてください。
- (2) I-LIS 照会により個人番号を取得する場合

提出された資格取得届等に個人番号の記載がない場合は、その都度、事業 主に個人番号の提出を依頼・督促してください。その上で、個人番号の提出 が遅延する場合は、保険者等が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)へ の照会(以下「J-LIS 照会」という。)により加入者の個人番号を取得するこ とが可能ですが、当該 J-LIS 照会を行う場合には、異なる個人番号が登録さ れた事案が発生し、オンライン資格確認等システムの信頼を損なっているこ とに鑑み、改めて以下の点に十分留意して確実に本人の個人番号が取得・登 録されるよう徹底をお願いします。

- 5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)により照会を行 い、5情報が一致しない場合は取得せず、本人への確認を行うこと。なお、 漢字氏名や住所の一部に「●」がある場合や、カナ氏名の一部に表記ゆれ がある場合、住所について番地等の表記方法(例:1-2-2と1丁目2 番地2号など)が異なる場合であっても、他の情報が完全一致しており実 態として同一の氏名や住所を指していることが明らかである場合は、これ を一致するものとして取り扱ってよいが、その場合も本人への確認を併せ て行うことが望ましいこと。
- 上記の5情報のうち、4情報以下(例:カナ氏名、生年月日、性別など) による J-LIS 照会で個人番号を取得しないこと。
- 市町村国保及び後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に おいては、住所地特例等により自治体外に在住している者(住登外者)に 5 ついて、J-LIS 照会により確実に個人番号を確認すること。

## オンライン資格確認における登録データの正確性の確保

## 1. 新規の誤り事案の発 生を防止

## (1) 新規登録データの正確性確保

- 資格取得の届出における被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化 【省令改正:6/1施行】
- やむを得ず保険者がJ-LIS照会して加入者の個人番号を取得する場合には、必ず5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)により照会を行うこと明確化【通知改正:6/1施行】

## (2) 新規登録データの全件チェック

新規登録時に全件J-LIS照会を実施【システム改修を行い、来年度から実施予定】

## (3)全保険者による点検【新規】※5月23日厚生労働大臣より表明

- 全保険者に対し、漢字氏名や住所を確認せずに、3情報一致により個人番号を取得するなど、加入者のデータ登録等を行う際の本来の事務処理要領と異なる方法で行ったことはなかったか点検を要請。該当する加入者情報がある場合には、J-LIS照会による5情報の一致等の確認を行うこととし、6月末までに作業状況の報告を、7月末までに作業結果の報告を求める。
  - (4) 登録済みデータ全体のチェック【新規】※5月23日厚生労働大臣より表明
- 登録済みデータ全体を対象に5情報についてJ-LIS照会を行い、異なる個人番号が登録されている疑いがあるものについて、本人に送付する等により確認を行う。

## 2. 登録済みデータの点検

### 令和5年5月23日(火) 厚生労働大臣会見(抜粋)

加藤厚生労働大臣 マイナンバーカードの健康保険証利用については今般、別の方の資格情報に紐付けられた事案が続けて発生しております。その原因は事業主からの資格取得届に個人番号の記載がないものがあり、保険者において加入者の個人番号を取得する際に漢字氏名や住所を確認せずに取得するなど本来の事務処理とは異なる方法で行ったことによるものであり、誠に遺憾に思います。こうした事案を受けて新たに2つの対策を講じることといたしました。

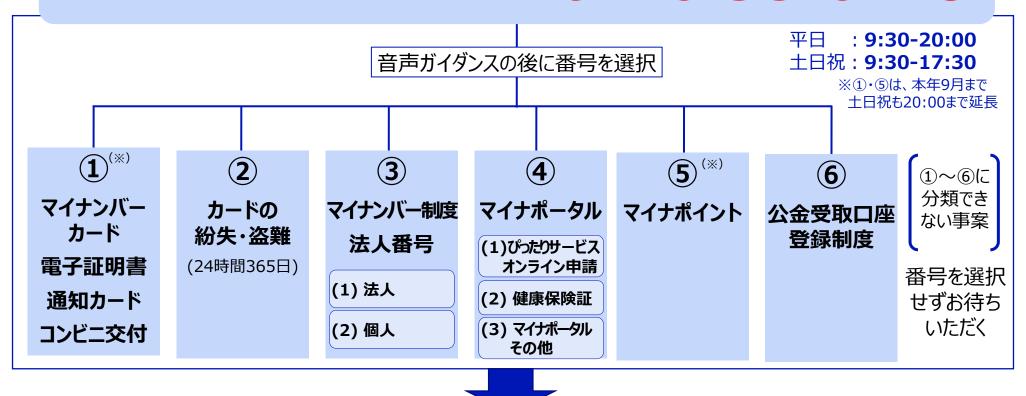
まず1つ目は、全保険者に対して厚生労働省が示している基本的な留意事項とは異なる方法で事務処理を行っていなかったか点検を行い、該当するものがある場合には改めて5情報、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所の一致などの確認を行っていただくよう要請いたします。6月末までに作業状況の報告を、7月末までに作業結果の報告を求めることとしております。

2つ目は、これまで登録された加入者情報について誤りがないかを確認するため、<u>現在オンライン資格確認等システムに登録されているデータ全体について住民基本台帳情報と照合し5情報の一致状況を確認します。異なる個人番号が登録されている疑いがあるものについて、速やかにご本人に送付する等により確認いただきたいと考えております。</u>これはまさに、これまで入力に関してより適正な処理をということで、すでにこの内容はお話をしておりますが、今回はすでに登録されている方々全般についてもう一度しっかりチェックをするということであります。オンライン資格確認のメリットを実感して利用していただくためにも、従前から申し上げておりますがシステムに対する信頼が大変重要であります。そうした信頼を損なうことのないよう保険者による迅速かつ正確なデータ登録の徹底を求めるとともに、厚生労働省としてもそのための仕組みの構築を含めて対応していきたいと考えております。私からは以上です。

## 令和5年6月2日(金) 厚生労働大臣会見(抜粋)

加藤厚生労働大臣 2点目ですが、マイナンバーカードを活用するサービスについては関係省庁が連携して国民の皆様の信頼を確保すべく対応をしているところです。マイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178にお問い合わせいただければ、マイナンバーカードに関する国民の皆様からのお問い合わせに適切に対応できるよう、改めて各省庁間での連携を徹底させていただきました。厚生労働省だけではなくデジタル庁と総務省のホームページにおいても周知を行っております。今後とも国民の皆様がマイナンバーカードの健康保険証としてのご利用に当たってご安心いただけるよう、引き続き必要な対応に取り組んでまいります。私からは以上です。

# マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**



- ・コールセンターで対応できないものは、担当省庁において対応を検討し、適切に対応
- ・担当省庁が不明な場合にも、デジタル庁や総務省など関係省庁で担当省庁を決定し、適切に対応
- ・対応状況については、関係省庁で共有し、一元的に情報発信

## オンライン資格確認等システムにおいて 保険者から異なる個人番号が登録された事例

- 前回公表(※1)から令和5年5月22日まで(※2)の間に、保険者から異なる個人番号が登録された事例について、新たに60件を確認。(令和3年10月の本格運用開始から、計7,372件) これらの事例は、閲覧を停止し、データの補正を全件実施済み。
  - ※1 令和5年2月17日「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」中間とりまとめにて、令和3年12月から令和4年11月末までの間の事例を公表。
  - ※2 令和5年5月23日に全保険者に対し点検作業を依頼。
- このうち、薬剤情報等が閲覧された事例について、新たに4件を確認(※3)。また、前回公表した11月末までの事例のうち、薬剤情報等が閲覧された事例について、新たに1件を確認。(令和3年10月の本格運用開始から、計10件)
  - ※3 オンライン資格確認の実施機関(社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会)によるアクセスログの確認を完了し、 現在、保険者において事実関係を最終確認中。

	保険者から異なる個人番号の 登録が判明した事例	うち、薬剤情報等が閲覧され た事例	
令和3年10月~11月末	3 3件	1件	*
令和3年12月~令和4年11月末	7, 279件※4	5 件※5	*
令和 4 年12月~令和 5 年 5 月22日	6 0 件	4 件	*
合 計 (令和3年10月~令和5年5月22日)	7,372件	10件	]*

- ※オンライン資格確認の利用件数 約2,200万件
- |※オンライン資格確認の利用件数 | 約5.9億件
- ※オンライン資格確認の利用件数約7.2億件(5月末まで)
- ※オンライン資格確認の利用件数 計約13.2億件(5月末まで)
- ※4 7,279件のうち7,114件は、協会けんぽにおいて、資格情報の重複調査(自主点検)により判明したもの。
- ※5 2月17日公表時点では4件であったが、アクセスログの確認が7,279件の全件が完了し、新たに1件を確認。

## オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により 診療等を実施する場合における確認の徹底について(案)

- ○医療機関・薬局においては、日頃から診療・処方、調剤(以下「診療等」という。)時に本人であることや実際の薬剤の服用状況、併用禁忌等について確認した上で、診療等を行っていただいているところ。
- ○その上で、今般、オンライン資格確認システムを活用することにより、患者本人の同意を得た場合には薬剤情報等の閲覧が可能となっており、重複投薬や禁忌の確認など、医療安全の観点からも有効な活用が期待される。
- ○一方、オンライン資格確認の本格稼働(令和3年10月)から約1年半が経過する中で、これまでに本人以外の薬剤情報等が閲覧された事案が10件生じており、その一部では医療現場で閲覧された事例も含まれている。こうした事案が発生する確率は極めて低いものの、患者本人以外の薬剤情報等を閲覧することによる医療過誤の発生を防止することが必要であり、保険者等において正確なデータ登録に向けた取組を進めているところ。
- ○医療DXにより医療情報の更なる活用を追求していく中にあっては、デジタル時代に対応した医療情報の適切な取扱いが求められるところ、こうした状況を踏まえ、改めて診療等を実施する場合の確認について御高配いただくことが望まれる。

#### <考えられる対応例>

(1) 診察等時における確認方法例

医師若しくは歯科医師が診察・処方する際又は薬剤師が調剤する際、これまでも、例えば、丁寧な問診やお薬手帳による確認等により、本人であることや実際の薬剤の服用状況、併用禁忌等について確認していることから、マイナンバーカードによるオンライン資格確認 により閲覧した薬剤情報等を診察等において活用する際も、同様に確認することが考えられる。

(2) 受付窓口における確認方法例

現在、保険者による正確なデータ登録に向けた取組を進めているところであるが、当面の間、上記1のほか、患者がマイナンバーカードを使って当該医療機関・薬局を初めて受診・利用する場合や保険者を異動した場合、受付窓口においても、必要に応じて、オンライン資格確認時に表示された資格情報と以下の情報に相違がないか照合確認を行うことが考えられる。

- ① 診療申込書や問診票(薬局の場合初回質問票)に記入された患者情報(漢字氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所)
- ② 再診・再来局の患者の場合は医療機関・薬局で保有する患者情報(診療録、調剤録、医療保険請求に関する情報等)

その際、①、②の情報とオンライン資格確認時に表示された資格情報が突合できない場合又は①、②の情報が得られない場合については、患者本人に口頭で氏名、生年月日、住所(資格情報に住所が表示されない場合には保険者名称)を確認することにより、本人確認を行うことが考えられる。

2. マイナンバーカードでオンライン資格確認を行うことができない場合の対応



## マイナンバーカードでオンライン資格確認ができない場合の対応

1 転職等のタイムラグにより、<u>新しい有効な保険証が発行されてい</u> ない場合 現行と同様、 医療機関において柔軟に対応

【<u>保険証は発行</u>されているが、システムへの<u>データ登録が完了してい</u>ない場合】

2 転職等の際に事業主から提出される資格取得届にマイナンバー が記載されておらず保険者において確認中の場合 等 ※表示:「資格(無効)」「資格情報なし」 有効な保険証が発行されていることを前提に、医療機関等において本人情報※を確認し、患者自己負担分(3割等)を受領

※ マイナンバーカードの券面4情報・保険者名等

転職等により新しい保険証が交付された場合などに、データ登録がなされているか、マイナポータルで事前確認いただくこと等を、保険者・事業主を通じて周知

旧資格による請求 でレセプト振替 or 被保険者番号等 不詳で請求し、実 施機関で特定

【<u>保険証は発行</u>されており、システムへの<u>データ登録は完了している</u>が、 機器不良等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合】

#### オンライン資格確認等システムにアクセス可能な場合

- 3-1 顔認証付カードリーダーの故障
- 3-2 カードの不具合 (券面汚損、ICチップ破損、電子証明書の有効期限切れ)

オンライン資格確認等システムにアクセスできない場合

- 3-3 資格確認端末の故障
- 3-4 停電、施設の通信障害、広範囲なネットワーク障害

有効な保険証が発行されていることを前提に、医療機関等において本人情報。を確認し、患者自己負担分(3割等)を受領

※ マイナンバーカードの券面4情報・保険者名等

システム障害時モード を利用して資格確認

確認した資格情報に基づき レセプト請求

マイナポータルの資格情報の提示が可能な場合は、その場で資格情報を確認し、患者自己負担分(3割等)を受領。

※3 - 2は不可

12

## マイナンバーカードによるオンライン資格確認が行えない場合の対応

保険料を払っておられる方が必要な自己負担(3割分等)で必要な保険診療を受けられるようにするため、以下のご協力をお願いします。

#### 【患者の皆様へのお願い】

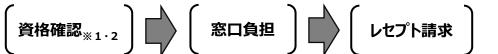
医療機関・薬局がレセプト請求を行うために必要な情報の提供に、ご協力をお願いします。

#### 【医療機関・薬局へのお願い】

被保険者番号などがわからなくても、レセプト請求を可能とするため、診療報酬請求を行うための必要な情報を患者から収集するなど、 一定の事務的対応にご協力をお願いします。

## 何らかの事情でその場で資格









- 1.「資格(無効)」、「資格情報なしと 表示された場合
- ※ 保険者による迅速かつ正確なデータ 登録を徹底し、こうした事象自体を減ら します。
- 2. 機器不良等のトラブルによりオンライン 資格確認ができない場合

#### (例)

- ・顔認証付カードリーダーや資格確認端末の 故障
- ・患者のマイナンバーカードの不具合、更新 忘れ
- ・停電、施設の通信障害、広範囲なネット ワーク障害など

#### 【可能であれば、いずれかの方 法で資格確認をお願いします】

- マイナポータルの資格情報 画面(患者自身のスマート フォンで提示可能な場合)
- 保険証 (患者が持参している場合)

#### 【上記の方法により資格確認 できない場合】

受診等された患者の皆様に、 被保険者資格申立書の記 入をお願いします。

# 患者自己負担分 (3割等)

を受領

- 1. 現在の資格情報の確認がで きた場合は、当該資格に基づき 請求をお願いします。
- 2. 1が困難な場合でも、過去 の資格情報(保険者番号や 被保険者番号)が確認できた 場合には、当該資格に基づき 請求をお願いします。
- 3. 1・2のいずれも困難である 場合には、保険者番号や被保 険者番号が不詳のままでも、請 求を行っていただくことが可能で す。
- ※ この場合、診療報酬等のお 支払いまでに一定の時間をい ただくことがあります。

- ・ 受診等された患者が 加入している保険者が 負担します。
- ※ 過去の資格情報に基づ き請求されたレセプトや、 資格情報不詳のままで請 求レセプトについても、審 査支払機関において、可 能な限り直近の保険者を 特定します。
- ・ 最終的に保険者を特 定できなかった場合には、 災害等の際の取扱いを 参考に、保険者等で負 扣を按分します。

- ※ 1 顔認証付きカードリーダーで顔認証等がうまくいかない場合には、モードを切り替えて、医療機関・薬局の職員の目視により本人確認を行っていただくことも可能です。
- ※2 その場で又は事後的にシステム障害時モードを立ち上げて、資格確認をしていただくことも可能です。

## 被保険者資格申立書(案)

#### 患者の皆様へのお願い

#### 被保険者資格申立書に関する説明書

本申立書は、有効な保険証が発行されているにもかかわらず、マイナンバーカードにより資格確認を行った場合に、以下のような理由でオンライン資格確認ができない患者さんに、本来の自己負担額での保険診療を行うためにご記載をお願いする文書になります。

本申立書をご記載いただくことにより、3割負担 (※未就学児は2割負担。70歳以上等の方は1~ 3割)により自己負担額を計算します。

#### 【ご記載が必要になる場合(例)】

- 転職等により保険証が発行されているものの、 データ登録中のためオンライン資格確認ができ ない場合
- O 機器のトラブル等により、マイナンバーカードでオンライン資格確認ができない場合



#### 別紙様式

#### 被保険者資格申立書

有効な保険証の交付を受けており、医療保険等の被保険者資格について、 下記の通り申し立てます。

※ □には、あてはまる場合に「✓」を記入してください。

1	保険証	等(:	- 関っ	トる	事項

保険証の有無	口有効な保険証の交付を受けている
保険種別	口社保 口国保 口後期 口その他 口わからない
保険者名称	
事業所名*1	
保険証の交付	□1か月以内 □それより前
を受けた時期	(わかる範囲でご記入ください。)
一部負担金の 割合 <sup>※2</sup>	□3割 □2割 □1割 □わからない

- ※1 保険種別で社保(保険者が健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会の場合)、その他、わからないの口に「ノ」を記入された場合や、保険者が国民健康保験組合の場合は、事業所名の記載をお願いします。
- ※2 70歳以上の方、または後期高齢者医療の被保険者の方は、一部負担金の割合についてもご記入ください。なお、ご記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なっていた場合、後日、保険者から差額を請求等させていただく場合があります。

#### 2 マイナンバーカードの券面事項

2 4112/1	2 マイナンハーカートの券面事項							
	(フリ:	ガナ)						
氏名								
生年月日	□明治	口大正	□昭和	口平成	□令和	年	月	日
性別	口男	口女						
住所								

※3 マイナンバーカードの表面に記載された内容(フリガナを除く)をそのまま記載してください。

年	月	B
	,,	_

署名	(患者との関係*⁴:	)

連絡先電話番号

※4 (患者との関係)欄は、保護者の方等が署名された場合にご記入ください。

## 被用者保険における加入者に対する周知

事業主が加入者に保険証を配布する機会を捉え、加入者に対し、転職等により新しい保険証が交付された場合などに資格情報が正しく表示されない可能性や必要な対応を理解いただき、医療機関等を受診する際のトラブルの軽減を図る。

## 【保険証交付時の周知内容例】(チラシ等による周知)

- マイナンバーカードで医療機関等を受診する際に、事前にマイナンバーを提出いただいていない等により、データ登録に必要な確認に時間を要する場合は、医療機関等で「資格(無効)」や「資格情報なし」と表示される場合があること。
- その場合、医療機関の窓口において本来の負担割合で受診いただくことは可能だが、その際にマイナンバーカードの券面情報等を記載した書面を提出いただく必要が生じること。
- ・ データ登録の状況をお知らせする仕組みが整備されるまでの間<sub>※</sub>、窓口でのこうした手続を 回避するには、初めてマイナンバーカードで医療機関等を受診する場合や、転職等により新しい 保険証が交付された場合などは、受診前にマイナポータルで新しい保険資格が登録されていることを確認するか、念のためマイナンバーカードとあわせて保険証を持参していただきたいこと。
  - ※ 今後、転職等による新規保険証発行の際に、保険者がオンライン資格確認等システムへのデータ登録状況を併せてお知らせする取組を進めていく。

## オンライン資格確認利用推進本部の設置について

令和5年6月

### 目 的

今般、マイナンバー法等改正法案が成立し、令和6年秋から健康保険証との一体化が施行されることとなった。オンライン資格確認の利用推進や医療現場での円滑な運用に向けて着実に取り組んでいくとともに、オンライン資格確認における資格情報の迅速かつ正確なデータ登録を推進することにより、国民が安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用できる環境を整備するため、厚生労働大臣の下に「オンライン資格確認利用推進本部」を設置する。

### 本部において取り扱う事項

- オンライン資格確認における資格情報の迅速かつ正確なデータ登録
- 〇 医療機関・薬局や保険者における円滑な運用
- 病院・診療所以外の現場(在宅や施術所等)におけるオンライン資格確認の導入促進
- 相談対応窓口における迅速な対応、情報の集約・分析
- 医療機関・薬局の現場における様々なトラブルへの対応
- 高齢者施設等におけるマイナンバーカード等の取得支援、管理方法等
- 認知症など要介護高齢者、障害者等のマイナンバーカード等の取得等の支援
- マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する啓発・広報 等

本部長: 厚生労働大臣

本部長代理: 厚生労働副大臣(本部長の指名する者)、厚生労働政務官(本部長の指名する者)

副本部長: 厚生労働事務次官

構成員: 医薬・生活衛生局長 社会・援護局長 社会・援護局障害保健福祉部長

老健局長 保険局長 政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)

大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官 大臣官房年金管理審議官

オブザーバー:デジタル庁統括官(国民向けサービス担当) 、社会保険診療報酬支払基金理事長、国民健康保険中央会理事長

※本部事務局:大臣官房審議官(医療保険担当)を事務局長とした事務局を 保険局総務課に設置する。16

## 令和6年秋に向けたロードマップ

		2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
	・新規登録データの誤 登録再発防止	<ul><li>▼ 資格取得届出のマイナンバーの記載義務を明確化 (省令改正:6/1施行)</li><li>▼ マイナンバー提出が困難な場合のJ-LIS照会手順を明確化 (通知改正:6/1適用)</li></ul>	新規登録データについて全件システム チェックによりJ-LIS照会を実施
①保険者による迅速か つ正確なデータ登録 の徹底	・登録済みデータの総 点検	+TW// \	D疑いがあるものについて、 に送付する等により確認 和
	・マイナンバーカード によるオンライン資格 確認を行うことができ ない場合の対応		た送付する等により確認 令和6年秋 方に基づいた取扱い F8月診療分から) 保険 証廃
②医療現場等における オンライン資格確認の 円滑な運用	・医療現場における実 務上の課題の実態把握	コールセンターの問い合わせ分析/現場の課 トラブルシューティングのQ&Aをさ	(選等にアリング )
	・高齢者・障害者施設 入居者等への対応	施設等による申請とりま	宅への出張申請受付の推進 たとめ・代理受取りの推進 アル等の作成・発出

- ※ その他、保険証廃止に向け、マイナンバーカードの取得促進、資格確認書の運用整理、訪問診療等や柔整あはき施術所等におけるオンライン資格確認の実施、スマホ搭載されたマイナンバーカード機能を活用したオンライン資格確認の開発等についても進める。
- ※ 法律に基づき、令和7年秋まで、最大1年間、発行済みの健康保険証が使える猶予期間となる。

# 参考資料

ひと、くらし、みらいのために



## マイナンバーカードと健康保険証の一体化のメリット

## ① 本人の受診履歴に基づく質の高い医療を実現

- ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認では、患者自身の**直近の資格情報を確認**することができ、また、**本人の同意に基づき、過去の薬剤情報や特定健診情報等をその医療機関・薬局に提供**することができる
- ・ 患者にとっては、自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に**医師等に説明する手間を省きつつ**、過去の健康・医療 データに基づいたより適切な医療を受けることができる(**重複投薬・併用禁忌の防止**など)
- ・ 医療機関・薬局にとっては、患者から**問診票等で聞き取るよりも正確かつ効率的**に、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報等を確認できるようになり、より**正確な情報に基づく適切な医療**を提供することができる

## ② 医療機関、保険者等における効率的な医療システムの実現

- ・ 従来の保険証では、医療機関・薬局や保険者にとっては、**手作業による事務負担や誤記リスク、なりすましによる受診などの** リスクが残る。一方、マイナンバーカードの機能により、顔認証等による確実な本人確認と資格確認を同時に行うことができる
- 医療機関等にとっては、レセプトの返戻を回避し、スタッフの確認事務が減少するとともに、未収金の減少にも繋がる
- 保険者にとっては、加入者全員に発行している保険証や申請に基づき発行する高額療養費の限度額認定証の発行事務が 減少するほか、資格喪失後の保険証の使用等による過誤請求に係る事務処理負担が減少

## 医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況

## 1. 顔認証付きカードリーダー申込数

210,184施設(91.6%) / 229,368施設

※義務化対象施設に対する割合: 98.3%

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	98.5%	98.7%
医科診療所	91.0%	97.7%
歯科診療所	88.4%	99.3%
薬局	95.3%	98.0%

(2023/6/18時点)

参考:全施設数 病院 8,170 医科診療所 89,617 歯科診療所 70,051 薬局 61,530

## **2. 準備完了施設数**(カードリーダー申込数の内数)

189,411施設(82.6%) / 229,368施設

※義務化対象施設に対する割合:88.6%

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	92.0%	92.2%
医科診療所	79.2%	85.0%
歯科診療所	76.3%	85.8%
薬局	93.4%	96.0%

## 3. 運用開始施設数 (準備完了施設数の内数)

<u>176,826施設(**77.1%**) / 229,368施設</u>

※義務化対象施設に対する割合:82.7%

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	87.9%	88.0%
医科診療所	72.2%	77.4%
歯科診療所	69.7%	78.3%
薬局	91.3%	93.8%

注)義務化対象施設数は、社会保険診療報酬支払基金にレセプト請求している医療機関・薬局の合計(213,869施設)で算出 (紙媒体による請求を行っている施設を除く。令和5年3月診療分)

【参考:健康保険証の利用の登録】

64,088,852件 カード交付枚数に対する割合 69.4%

【参考:マイナンバーカード申請・交付状況】

有効申請枚数: 約9,723万枚 (人口比: 77.2%)

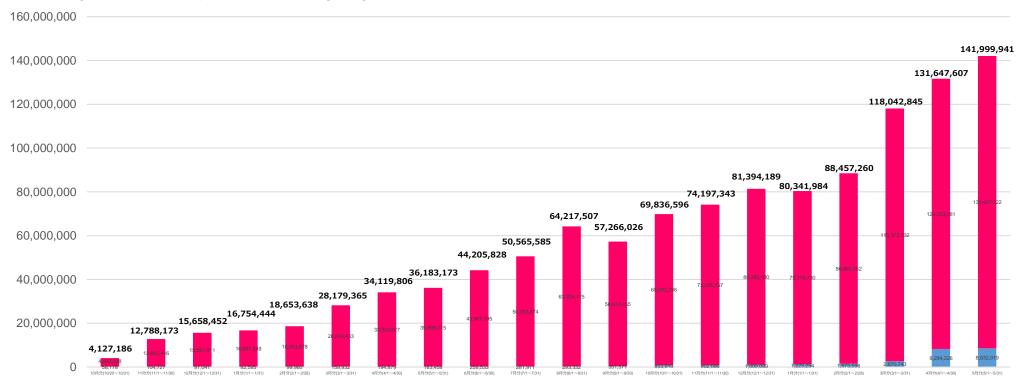
交付実施済数: 約9,234万枚 (人口比: 73.3%)

## オンライン資格確認の利用状況①

○ 本格運用開始から令和5年5月末までの期間で、オンライン資格確認等システムを活用した資格確認が約11.7億件行われた。 そのうちマイナンバーカードによるもの:約3,000万件、保険証によるもの:約11.4億件であり、合計約11.7億件。(-括照会にょるもの:約1.6億件)

#### ■運用開始施設における資格確認の利用件数

■マイナンバーカード(件) ■保険証(件)



#### 【5月分の内訳】

	合計	マイナンバー	保険証
	(件)	カード(件)	(件)
病院	7,565,672	1,196,089	6,369,583
医科診療所	57,194,075	4,243,099	52,950,976
歯科診療所	10,155,391	1,246,587	8,908,804
薬局	67,084,803	1,846,244	65,238,559
総計	141,999,941	8,532,019	133,467,922

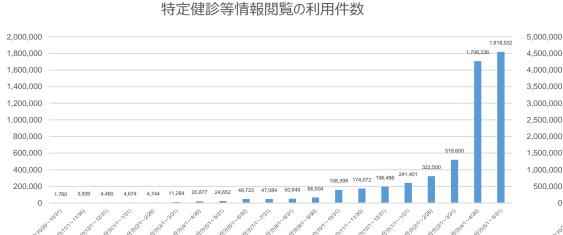
一括照会
(件)
12,033,948
1,298,222
3,559,929
55,639
16,947,738

※ 一括照会:医療機関等が事前に予約患者の保険資格が有効かどうか等、 オンライン資格確認等システムに一括して照会すること

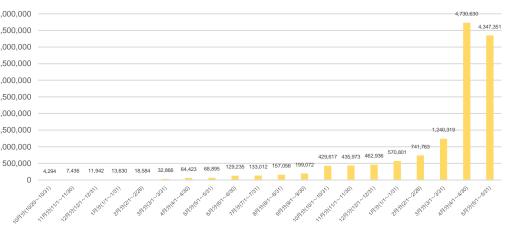
## オンライン資格確認の利用状況②

## ■診療/薬剤・特定健診等情報閲覧の利用件数

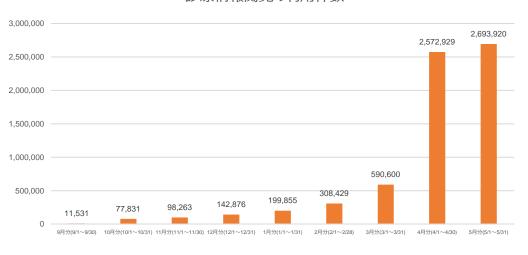
※ マイナンバーカードを持参した患者で特定健診等情報、薬剤情報の閲覧に同意をし、医療機関・薬局が利用した件数



#### 薬剤情報閲覧の利用件数



#### 診療情報閲覧の利用件数



#### 【5月分の内訳】

	特定健診等情報(件)	薬剤情報(件)	診療情報(件)
病院	189,645	304,534	243,567
医科診療所	950,877	3,016,801	1,991,720
歯科診療所	173,064	294,230	45,194
薬局	504,946	731,786	413,439
総計	1,818,532	4,347,351	2,693,920

## 都道府県別の運用開始状況 (施設類型別・6月18日時点)

	病院	医科診療所	歯科診療所	薬局
1	新潟(98.3%)	福井(86.5%)	岩手(89.0%)	島根(97.3%)
2	山形(97.0%)	山形(85.4%)	福井(87.7%)	<b>宮崎</b> (95.9%)
3	岩手(96.7%)	岩手(83.8%)	宮崎(87.3%)	青森(95.8%)
4	福井(95.5%)	宮崎(83.0%)	山形(84.0%)	<b>Ш (</b> 95.1%)
<b>5</b>	<b>宮崎</b> (95.4%)	大分(82.2%)	鳥取(82.3%)	山形(94.9%)
	•••••	•••••	••••	••••
<b>43</b>	埼玉(83.3%)	神奈川(66.3%)	神奈川(64.8%)	広島(89.0%)
44	広島(82.7%)	京都(65.6%)	千葉(64.3%)	大分(88.9%)
45	大阪(82.4%)	島根(64.7%)	山口(64.2%)	山梨(88.1%)
46	神奈川(81.2%)	沖縄(64.3%)	沖縄(62.7%)	栃木(87.9%)
47	東京(79.7%)	東京(62.6%)	東京(58.3%)	沖縄(86.7%)
合計	87.9%	72.2%	69.7%	91.3%

## (参考) 都道府県別の状況一覧(6月18日時点)

〇 厚生労働省ホームページ(<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/index\_16743.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/index\_16743.html</a>)で公表。毎週更新

県名	病院	接続率 端	道用 参加率	機関数	カード・リーケー	申込率	医科診療所 本番接続 機関数	接続率	運用 機関数	参加率	機関数	カード・リーケー 申込機関数		自科診療所 本番接続 機関数	接続率	運用 機関数	参加率	機関数	カードリーダー 申込機関数	申込率	薬局 本番接続 機関数	接続率	運用機器数	参加率	機関数	カート'リーケ'- 申込機関数	申込事	合計 本番接続 機関数	接続率	運用 参	参加率
北海道	538 531 98.7% 510		480 89. 2%	2, 755		91.8%	機関数	80. 5%	機関数	72. 4%	2, 888		89. 7%	2, 409	83. 4%	機関数	77. 5%	2, 273	<b>申込機関数</b> 2. 187	96. 2%	2. 161	95. 1%	機関数 2, 121	93. 3%	8, 454	申込機関数 7,838	92. 7%	視開放 7. 298	86. 3%	機関数 <sup>3</sup>	80 8%
青森		93.5%	85 92.4%	658		95. 1%	571	86.8%	531	80. 7%	525		87. 8%	436	83. 0%		81. 9%	619	605	97. 7%	596	96. 3%	593	95. 8%	1, 894	1, 781		1, 689			86. 5%
岩手	92 92 100.0% 91		89 96.7%	677		94. 1%	594	87. 7%	567	83. 8%	591		92. 2%	531	89. 8%		89.0%	628	607	96. 7%	599	95. 4%	591	94. 1%	1, 988	1, 881		1, 815	91. 3%		89. 2%
宮城	135 133 98.5% 124	91.9%	120 88.9%	1, 415	1, 320	93. 3%	1, 249	88. 3%	1, 146	81.0%	1, 086		91.3%	927	85. 4%	878	80.8%	1, 185	1, 136	95. 9%	1, 119	94.4%	1, 104	93. 2%	3, 821	3, 580	93. 7%	3, 419	89. 5%	3, 248	85. 0%
秋田	64 64 100.0% 63		61 95.3%	602		90.4%	503	83.6%	464	77. 1%	440		90. 7%	373	84. 8%	355	80. 7%	518	509	98. 3%	496	95. 8%	484	93.4%	1, 624	1, 516		1, 435	88. 4%		84.0%
山形	67 67 100.0% 66		65 97.0%	712		94. 7%	631	88.6%	608	85. 4%	487		92.0%	425	87. 3%		84. 0%	594	581	97. 8%	570	96.0%	564	94.9%	1, 860	1, 770		1, 692	91.0%		88. 5%
福島	129 122 94.6% 119 173 171 98.8% 157		114 88.4% 151 87.3%	1, 099		90. 3%	928	84. 4%	863	78. 5%	884 1, 451		90. 7%	745	84. 3%		82. 2%	888 1, 338	860	96. 8%	832	93. 7%	819	92. 2%	3, 000 4, 400	2, 776		2, 624	87. 5%		84. 1% 79. 4%
茨城 栃木	173 171 98.8% 157 108 107 99.1% 99		151 87.3% 95 88.0%	1, 438		89. 7% 92. 2%	945	80. 3% 79. 2%	1, 064	74. 0% 71. 9%	1, 451	1, 282	88. 4% 88. 6%	1, 168 771	77. 9%		72. 5% 73. 3%	931	1, 275	95. 3% 94. 2%	1, 245	93.0%	1, 227	91. 7% 87. 9%	3, 222	4, 018 2, 961		3, 725 2, 643	84. 7%		77.5%
群馬	128 126 98.4% 118		116 90.6%	1. 306		94. 4%		85. 6%	1. 042	79.8%	1. 018		89. 5%	796	78. 2%		71. 1%	978	913	93. 4%	888	90.8%	881	90. 1%	3, 430	3. 183		2. 920			80.6%
埼玉	342 334 97.7% 308		285 83.3%	3, 893		90. 7%	3, 063	78. 7%	2, 743	70.5%	3, 668		88. 2%	2, 705	73. 7%		67. 3%	3, 145	2, 958	94. 1%	2, 870	91.3%	2, 813	89. 4%	11, 048	10, 056		8, 946	81. 0%		75. 2%
千葉	290 290 100.0% 259		245 84.5%	3, 362		89. 8%	2, 536	75. 4%	2, 231	66.4%	3, 362	2, 870	85. 4%	2, 455	73. 0%	2, 162	64. 3%	2, 609	2, 476	94. 9%	2, 442	93.6%	2, 383	91.3%	9, 623	8, 656		7, 692	79. 9%		73.0%
東京	636 611 96.1% 553		507 79.7%	12, 729	11, 152	87. 6%	9, 161	72.0%	7, 962	62.6%	10, 784	9, 113	84. 5%	7, 176	66. 5%	6, 284	58.3%	6, 937	6, 575	94.8%	6, 424	92.6%	6, 222	89. 7%	31, 086	27, 451		23, 314	75.0%	20, 975	67.5%
神奈川	341 328 96.2% 293		277 81.2%	6, 428		90.0%		77. 1%	4, 264	66. 3%			87. 1%	3, 819	75. 1%	3, 295	64. 8%	4, 103	3, 916	95. 4%	3, 835	93. 5%	3, 698	90.1%	15, 958	14, 462		12, 902	80.8%		72. 3%
新潟	119 118 99.2% 118		117 98.3% 96 90.6%	1, 255		92. 2%	1, 046	83. 3%	983	78. 3%			89. 4%	919	77. 8%		74. 3%	1, 165	1, 107	95. 0%	1, 098	94. 2%	1, 090	93. 6%	3, 720	3, 438		3, 181	85. 5%		82. 5%
富山石川	106 105 99.1% 98 90 89 98.9% 87		96 90.6% 84 93.3%	616 716		91. 2% 93. 2%	534	86. 7% 84. 8%	502 580	81. 5% 81. 0%	459 499	l <del></del>	92. 2% 89. 0%	383 410	83. 4% 82. 2%	377	82. 1% 76. 8%	511 556	492 536	96. 3% 96. 4%	476 514	93. 2%	470 506	92. 0% 91. 0%	1, 692 1, 861	1, 582 1, 736		1, 491	88. 1% 86. 9%		85. 4% 83. 4%
福井	67 67 100.0% 65		64 95.5%	451		94. 5%	401	88. 9%	390	86.5%	310		95. 2%	280	90.3%		87. 7%	317	299	94. 3%	292	92. 1%	284	89.6%	1, 145	1. 087		1. 038	90. 7%		88. 2%
山梨	60 59 98.3% 56		55 91.7%	563		94. 0%	483	85. 8%	453	80.5%	450		87. 8%	332	73. 8%		67. 6%	461	446	96. 7%	427	92. 6%	406	88. 1%	1, 534	1, 429		1. 298	84. 6%		79. 4%
長野		95.9%	115 93.5%	1, 312		91. 7%	1, 090	83. 1%	1, 038	79.1%			89.6%	835	79.8%		74. 5%	1, 003	975	97. 2%	939	93.6%	919	91.6%	3, 484	3, 237		2, 982	85. 6%		81.8%
岐阜	96 95 99.0% 90	93.8%	89 92.7%	1, 328		92.4%	1, 069	80. 5%	1, 009	76.0%	994	898	90.3%	797	80. 2%	756	76. 1%	1, 033	977	94.6%		91.5%	920	89.1%	3, 451	3, 197		2, 901	84. 1%	2, 774	80.4%
静岡	170 167 98.2% 155		148 87.1%	2, 298		93. 7%	1, 942	84. 5%	1, 831	79.7%	1, 778		91.6%	1, 370	77. 1%		71. 3%	1, 879	1, 803	96.0%	1, 787	95. 1%	1, 760	93. 7%	6, 125	5, 751		5, 254	85. 8%		81. 7%
愛知	318 313 98.4% 292		285 89.6%	4, 837		93. 4%		83.0%	3, 685	76. 2%	3, 816		90.4%	2, 846	74. 6%	2, 654	69. 5%	3, 575	3, 411	95. 4%	3, 318	92. 8%	3, 244	90. 7%	12, 546	11, 688		10, 470	83. 5%		78. 7%
三重 滋賀	93 93 100.0% 90 58 57 98.3% 52		84 90.3% 49 84.5%	1, 255		92. 5% 91. 9%	1, 048 729	83. 5% 78. 5%	993	79. 1% 71. 9%	592 592	751 540	90. 2%	631	75. 8% 82. 4%	594 444	71.3%	863 650	829 627	96. 1% 96. 5%	804 623	93. 2% 95. 8%	792 616	91.8%	3, 044 2, 229	2, 834		2, 573 1, 892	84. 5%		80. 9% 79. 7%
京都	164 160 97.6% 149		145 88.4%	2. 258		87. 1%	1. 678	74. 3%	1. 481	65.6%	1. 335		90.4%	1. 102	82. 5%	1. 020	76. 4%	1. 150	1. 071	93. 1%	1. 051	91.4%	1. 030	89.6%	4, 907	4, 404		3. 980	81. 1%		74.9%
大阪	505 500 99.0% 438		416 82.4%	8. 159		91. 1%	6. 395	78. 4%	5. 848	71. 7%			87. 2%	4. 109	73. 3%	3. 639	64. 9%	4, 492	4. 251	94. 6%	4. 232	94. 2%	4. 134	92.0%	18, 761	17. 069		15. 174			74. 8%
兵庫	346 342 98.8% 322		305 88. 2%	4, 708		91.0%	3, 673	78.0%	3, 426	72. 8%			89. 2%	2, 355	77. 8%		70. 2%	2, 809	2, 621	93. 3%	2, 578	91.8%	2, 538	90.4%	10, 889	9, 945		8, 928	82.0%		77. 1%
奈良	76 74 97.4% 71		70 92.1%	1, 068		91.8%	853	79.9%	805	75.4%	704		88. 4%	535	76.0%	496	70.5%	560	530	94.6%	513	91.6%	504	90.0%	2, 408	2, 206		1, 972	81. 9%		77. 9%
和歌山	83 83 100.0% 80		74 89.2%	908		91.0%	729	80. 3%	681	75.0%	543		86.0%	422	77. 7%	391	72.0%	473	446	94. 3%	450	95. 1%	423	89.4%	2, 007	1, 822		1, 681	83. 8%		78. 2%
鳥取	43 43 100.0% 42		41 95.3%	410		93. 7%	313	76. 3%	299	72. 9%	271		88. 9%	231	85. 2%		82. 3%	278	262	94. 2%	268	96. 4%	257 329	92. 4%	1, 002	930	92. 8%	854	85. 2%		81.8%
島根	46 45 97.8% 46 158 157 99.4% 144	100.0% 91.1%	43 93.5% 134 84.8%	555 1, 292		88. 1% 93. 5%		71. 5%	359 971	64. 7%	1, 049		91. 9% 86. 7%	793	80. 5% 75. 6%	218 746	80. 1% 71. 1%	338 821	334 773	98. 8%	332 784	98. 2% 95. 5%	779	97. 3% 94. 9%	1, 211 3, 320	1, 118 3, 048	92. 3% 91. 8%	994	82. 1%		78. 4% 79. 2%
広島	231 229 99.1% 204		191 82.7%	2. 221		91.4%	1. 783	80.3%	1. 653		1, 568		89. 1%	1, 205	76. 8%		72.4%	1, 557	1, 453	93. 3%	1. 419	91.1%	1, 386	89.0%	5, 577	5, 110		4. 611	82. 7%		78. 3%
山口	139 139 100.0% 127		122 87.8%	1, 008		91. 4%		78. 4%	741	73. 5%	681		89. 1%	454	66. 7%	437	64. 2%	758	737	97. 2%	729	96. 2%	721	95. 1%	2, 586	2, 404		2, 100	81. 2%		78. 2%
徳島	105 103 98.1% 97		93 88.6%	585		89. 4%	447	76.4%	414	70.8%	441		89.6%	322	73.0%	293	66.4%	386	362	93.8%	357	92. 5%	350	90. 7%	1, 517	1, 383		1, 223	80.6%	1, 150 7	75. 8%
香川	87 86 98.9% 79		77 88.5%	689		94.0%	525	76. 2%	484	70. 2%	501		91.6%	414	82. 6%	401	80.0%	527	513	97. 3%	492	93.4%	487	92.4%	1, 804	1, 706		1, 510	83. 7%		80.3%
愛媛		96.3%	127 94.1%	1, 010		88. 9%		72. 3%	679	67. 2%	687		91. 7%	574	83. 6%		78. 9%	619	586	94. 7%	582	94.0%	572	92.4%	2, 451	2, 248		2, 016	82. 3%		78. 3%
高知	119 119 100.0% 107		101 84.9%	414		87. 4%	320	77. 3%	297	71. 7%	359		90.5%	302	84. 1%		78. 8%	387	370	95. 6%	363	93. 8%	361	93. 3%	1, 279	1, 176		1, 092	85. 4%		81.5%
福岡	452 448 99.1% 418 95 93 97.9% 91		398 88.1% 88 92.6%	4, 137 590		92. 5% 93. 1%	3, 360	81. 2% 83. 6%	3, 093 456	74. 8% 77. 3%	3, 168 427		90.3%	2, 567	81. 0% 83. 8%	2, 357	74. 4% 76. 1%	2, 915 500	2, 817 487	96. 6% 97. 4%	2, 757 471	94. 6%	2, 676 450	91.8%	10, 672 1, 612	9, 954 1, 528		9, 102	85. 3% 87. 7%		79. 9% 81. 8%
上 佐賀 長崎	147 146 99.3% 137		132 89.8%	1. 089		92. 5%	909	83. 5%	853	78.3%	747		91.4%	610	81. 7%		73. 6%	717	702	97. 4%	683	95. 3%	657	91.6%	2, 700	2. 538		2. 339	86.6%		81. 2%
熊本		93.6%	182 89.7%	1, 211		94. 1%	1. 020	84. 2%	964	79.6%	893		90. 8%	759	85. 0%		76. 6%	871	848	97. 4%	817	93. 8%	800	91. 8%	3. 178	2. 999		2, 786	87. 7%		82. 8%
大分	152 151 99.3% 148		143 94.1%	811		92. 8%	698	86. 1%	667	82. 2%	532		91. 4%	454	85. 3%		79. 1%	574	550	95. 8%	530	92. 3%	510	88. 9%	2, 069	1, 940		1, 830	88. 4%		84. 1%
宮崎	131 131 100.0% 128		125 95.4%	730		93. 3%	645	88. 4%	606	83.0%	502		94.0%	446	88. 8%		87. 3%	585	573	97. 9%	569	97. 3%	561	95. 9%	1, 948	1, 857		1, 788	91.8%		88. 8%
鹿児島	229 226 98.7% 219		218 95.2%	1, 110		92. 7%	958	86.3%	904	81.4%	844		91.6%	729	86. 4%	684	81.0%	876	839	95.8%	818	93.4%	800	91.3%	3, 059	2, 867		2, 724	89.0%	2, 606	85. 2%
沖縄	89 85 95.5% 80	00.070	77 86.5%	827	,,,,	91.4%	633	76. 5%	532	64. 3%	678	566	83. 5%	475	70. 1%	425	62. 7%	578	539	93. 3%	529	91.5%	501	86. 7%	2, 172	1, 946	89. 6%	1, 717	79. 1%	1,535 7	70. 7%
	8, 170 8, 045 98. 5% 7, 514	4 92.0% 7	7,178 87.9%	89, 61/	81, 580	91.0%	70, 983	/9. 2%	64, 683	72. Z%	70, 051	61, 918	88. 4% 5	აკ, 462	/6.3%	48, 814	69. 7%	61,530	58, 641	95. 3%	5/, 452	93.4%	56, 151	91.3%	229, 368	210, 184	91.6% 18	89, 411	82. 6% 1	/6, 826	77.1%